

TOPIC

国民年金保険料の取り扱いの改正

■平成 26 年 4 月から、国民年金の保険料の取り扱いが 3 つ改正になっていますので、お知らせします。

1. 免除申請のさかのぼり

■国民年金保険料は、前年の所得や生活保護、障害、寡婦、学生、若年者といった状況での前年所得により、申請することで、免除される制度があります。
(申請免除といいます。)

■免除の種類は、以下の通りです。

- ①全額免除
- ②4 分の 3 免除
- ③半額免除
- ④4 分の 1 免除
- ⑤学生納付特例
- ⑥若年者納付特例

■免除申請は、さかのぼってできますが、今までは申請時点の直前の 7 月(学生納付特例は 4 月)まででした。



4 月からは、過去 2 年間(2 年 1 ヶ月前)までさかのぼることができることになりました。

■例えば、申請が平成 26 年 5 月の場合、

- ・今まで・・・平成 25 年 7 月までさかのぼり
- ↓
- ・4 月から・・・平成 24 年 4 月までさかのぼり

■ただし、所得等の要件は各年満たしていないといけません。

2. 法定免除期間の納付

■保険料の免除は、申請のほかに、**法定の免除**もあります。法定免除は、障害基礎年金の受給権者、生活扶助等を受ける等の要件で受けることができます。

■今まで法定免除の方は、**基本的に保険料を納付することができず**、保険料を納める場合は追納しかでき

ませんでした。

追納は、法定免除月の年度の翌々年度までなら良いんですが、それ以降だと加算がつきます。

■それが、平成 26 年 4 月以降に、申出をすればその月分から保険料を納めることができるようになりました。

■納めなくていいと法で決まっているのに、なぜ納めるのでしょうか。

■法定免除は、法で決められた保険料の免除期間ではありますが、この期間分の老齢基礎年金は、本来の老齢基礎年金の 2 分の 1 の額となります。

■障害基礎年金は、障害等級第 1 級か 2 級に該当した場合にもらえる年金ですが、その額は、

1 級の障害基礎年金 = 老齢基礎年金×1.25

2 級の障害基礎年金 = 老齢基礎年金

となっています。

■もし、例えば、障害等級第 2 級の状態で障害基礎年金をもらっている方が、状態が悪くなり 3 級になったとします。

すると、障害基礎年金の支給はストップとなりますが、65 歳になったときに老齢基礎年金がもらえるようになります。

■ですが、法定免除の月分は本来の老齢基礎年金の半分しかもらえないということになってしまいます。

■ではそうならないために最初から保険料を納めれば良いではないかという、もし、障害等級が 2 級のままだったら、もらえる年金は老齢基礎年金と同じで、払う保険料は法定免除なので払わなくていいのに、払ってしまうということになります。

■今回の改正は、一概に法定免除の方が得をするとか損をするということではなく、その方の障害の状態、将来の見込み、経済状況等を総合的に判断したうえで、**選択肢が増えた**、と考えると良いのではないかと思います。

3. 付加保険料の 2 年間納付

■国民年金の第 1 号被保険者(自営業者や厚生年金に入っていない方など)は、老齢基礎年金の上乗せと

して、付加保険料（月 400 円）を納付して、付加年金（200 円×掛けた月数（年額））をもらうことができます。

■今までの制度だと、付加保険料を、申出をした月分を翌月末日までに納付することで付加保険を掛けたことになりました。

■例えば、4 月に申し出をして 4 月分の保険料を 5 月末日までに納付すれば、4 月は付加保険を掛けたことになります。
6 月に入って納付すれば、4 月は掛けたことにならず、5 月から掛けたことになっていました。

■これが、**平成 26 年 4 月からは、2 年間分納付できるようになりました。**

■つまり、平成 26 年 4 月に申し出をした場合、この月の保険料を平成 28 年 5 月末日までに納付すれば、付加保険を掛けたことになります。

■何らかの事情で納付ができない時期があっても、**申出さえしてあれば**、その後、納付できるようになったときに納付ができるようになったということです。

■ただし、付加保険料は、**国民年金保険料を納付**していないと納付することができません。
また、**国民年金基金に入っている方は付加保険を掛けることはできません。**
ご注意ください。

■なお、もう現に付加保険料を納付している方は、手続きは不要です。

実際に社会保険料を変更するのは、（普通は）**4 月支払いの給料から引く分**からとなっていますが、変更していただいておりますでしょうか。

社会保険事務を当事務所に委託されている方については、保険料一覧表をお送りしてあります。

ご確認いただき、不明な点、ご相談等ありましたら、お問い合わせください。

2. 労働保険年度更新にかかる賃金集計について

例年通り、平成 25 年度確定・平成 26 年度概算の労働保険料の計算のための賃金集計を進めているところです。

不明点がありましたら、電話等で伺います。また、今年度は賃金額を、よりしっかりと確認するという意味で「賃金等報告」という書類に押印いただくようにしております。

趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

（あとがき）

長男が独り暮らしを始め、それから間もなく一番下の子は、蓼科保養学園に入園しました。

つい先々月まで子どもが 3 人ワイワイしていたのが、今はたったの一人です。（6 月までですが）

個人的な事情で時間が多くは取れないですが、一緒に居られる時期は意外と短いように思います。

子どもとはなるべくコミュニケーションをとっていかないといけないなと思います。

でないと、あっという間に子どもは巣立ち、夫婦だけに。。。そうになったら、一体全体どうしたらいいんでしょう。。。 （キムラ）

大事な お 知 ら せ

1. 健康保険・介護保険料率について

平成 26 年 3 月から、介護保険料率が変更になっています。

（健康保険	4. 9 2 5 %	変更
＋（介護保険	0. 8 6 %	
健康保険	5. 7 8 5 %	
厚生年金	8. 5 6 %	
雇用保険	0. 5 %（建設 0. 6 %）	

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaikei.jp/sharoushi/index.html>

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— 義父の^{カンナ}鉋 —

トイレのリフォームも順調に済み
今は杉板の香りのする明るいトイレになりました。

先日物置を片づけていたら義父の道具箱が
出てきた。

義父は大工だったんで高島城の御本門や茶室
を造っている写真が残っている。

道具箱の中は特殊な^{ツボ}カンナがいっぱい。
スズ^{ツボ}もいくつもあり鶴亀の彫刻が施されていたり
してお洒落な目にしたい骨董だ。

これをどうしてものか危険物に出したらいいか
誰も今どきほい人もいはいたがうし。

先日の売った骨董品展に同じようなものが
並んでいた。

義父は4人も男の子がいたが1人も大工に
なった者はない。

とくに私の夫は4男で外の方がきらい
でふんて〜と思う。

大工の息子だったとは思えない無器用だ。
連休に私のお湯のタンク(200ℓ)の掃除を
しようと

提案したが「イヤだ 危ないから業者
に頼め」という。

まさかタンクの掃除くらい自分でできるじゃん
と私が2.5mくらいあるタンクに（おしこをかけ
登っても）しらんかい。

フタをはずし中フタをとうとうしたら劣化
していてバラバラに割れタンクの中に落ちて
しまった。

湯を抜いて私がタンクの中に入って拾うから
見えてと頼んでも怒っている。

私もタンクの中に入るには入ったが内側は
つまるっていて足をかける所もなく
焦った。

両腕の力だけでやっと外に出られたが
極度の疲れと夫の態度にショックを
受けて吐きそりになった。

